

2020年12月7日

厚生労働大臣 田村憲久 様

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の 申請締切の延長等を求める要望書

会派 厚生労働部会

新型コロナウイルス感染症の影響が未だ継続している中、連日、ご奮闘いただいていることに敬意を表します。

さて、新型コロナの影響が長期化・拡大する中で、休業支援金・給付金については、立憲民主党として拡充を求める要望を提出するとともに、野党連携して議員立法を提出したところです。一方、厚生労働省におかれても私たちの要望を受け、10月30日に、事実上、日々雇用、シフト制のアルバイト、登録型派遣などの非正規雇用にも大幅に対象拡大する新しいリーフレットを公表しました。

しかし、10月30日までに申請されていた事例については、この新しいリーフレットが反映されなかったことが原因で、本来は支給対象になり得るはずの事例が、11月に入ってから不支給通知が届くという混乱もあり、新しいリーフレットにより支給対象になる可能性がある労働者でも、申請をためらうケースが散見されます。

については、12月末まで延長されている4月～9月分の休業についての休業支援金・給付金申請締切について、再度令和3年3月末まで延長することを要望します。これにより、10月30日リーフレットの周知を徹底することができるとともに、10月30日リーフレットによる対象拡大効果の実績を確認することで、休業支援金・給付金の支給が確定した者の職場の同僚や同様の働き方をしている多くの労働者が、安心して休業支援金・給付金を申請できると考えます。

新型コロナ禍の休業により、休業手当もなく、無収入で困窮する非正規労働者にとって、数十万円の休業支援金は、生活や命にかかわる命綱です。下記の通り、10月に要望した事項（別添参照）に加え、休業支援金・給付金の申請期限の延長措置を速やかに講じていただくことを強く要望いたします。

要望事項

1. 4月から9月までの休業支援金・給付金の申請締切を、来年3月末まで延長すること。
2. 10月27日付で要望した事項の実現を徹底すること。

以上